

「熊本市市民参画と協働の推進条例素案」に関する  
パブリックコメント（意見公募）の結果について

1 募集期間

平成22年12月22日（水）から平成23年1月21日（金）

2 素案に対する意見の提出状況

(1) 提出人数 46名

(2) 件数 130件

(3) 意見内訳

章	件数
条例全体に関するもの	17
第1章 総則	38
第2章 市民参画	37
第3章 協働	8
第4章 コミュニティ活動	9
第5章 市民参画と協働の検証	2
第6章 雑則	0
附則	1
その他	18

※地域説明会の参加状況・・・103名

1/7 北部 植木公民館	1/11 中央 あいぽーと	1/12 東部 東部公民館	1/13 西部 西部公民館	1/14 南部 富合公民館
10名	33名	31名	19名	10名

### 3 パブリックコメントで提出されたご意見

項目	意見の内容
第1条 目的	この条例の目的は、究極的には「住民自治の一層の推進」であろうが、主たる目的・趣旨である「行政と住民とが協働で、地域社会を発展させ、安全安心のまちづくり、持続可能なまちづくりを図っていくこと」を、規定してもらいたい。
第1条 目的	本条例の対象から議会を省き（議会自らの発意を待ち）、参画と協働の対象を限定する旨を明確に示すため、「本市における情報共有を前提とした市長等が行う活動等への市民の参画（以下「市民参画」という。）」と追記してはどうか。
第1条 目的	<p>「この条例は、熊本市自治基本条例が定める自治の理念と自治・市政運営の原則である情報共有を前提とした市民参画と協働を拡充推進するため、第31条と第38条に基づき基本的事項を定め、住民自治の一層の拡充・推進をはかることを目的とする。」に加筆修正。</p> <p>&lt;理由&gt;自治基本条例は、熊本市の自治を進める法体系の最高の位置と役割を与えられており、この条例は、自治基本条例第31条と第38条に基づいて作成されなければならない。自治の理念と自治・市政運営の原則を明記することにより、この新しい条例の性格と目的が一層明確になる。</p>
第2条2号 定義	協働の定義は、何を目的とするための協働なのかの記述がない。「行政と市民とが協働で、地域の密着した課題の解決をしよう」という趣旨を規定すべきである。おそらく、「新しい公共」を担う主体としての個人、自治会等の地域団体、NPOその他の団体やグループを位置づけ、行政（又は市政運営）はこれらの市民と一緒に課題を解決して行くことを意図しており、これらの実施主体との合意形成を経て、安全で安心な、住みやすい、地域づくり・まちづくりをしようという趣旨であろう。このような理念を基本法である条例に盛り込むべきである。
第2条3号 定義	市民が市内で行う活動等は当然で、それでは範囲が限定縮小される。「上記の者が、上記以外の地区において、一時的に活動する個人及び法人その他の団体」と追加し、拡大しても良いのではないか。
第2条3号 定義	市民の定義に「日本国籍を有する者」などの国籍条項を入れるべきである。これでは外国人も「施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること」が可能になってしまう。また、市の区域外に居住する者と区域内住民を同列に扱うのは住民軽視であり反対である。（23件）

第2条4号 定義	市長等の中身が問題。数えきれないほどある「長」や「会」や「者」の中で、あえて固定資産評価審査委員会や、公営企業管理者等々をあげた理由がわからない。
第2条5号 定義	行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ国民から意見を募り意思決定に反映させることを目的とし、2005年6月に行政手続法が改正された。よって、「考慮して計画等の検討を行う」を「意思決定に反映する」に修正し、「検討結果」の検討を削除。
第2条5号 定義	「施策の立案過程において広く」の「広く」を削除。「市民から提出された意見等を考慮して」を「市民から提出された意見等を反映させ」に修正。 「計画等の検討を行うとともに、計画等の検討結果についても広く」を「計画等の実情にあったより良いものに充実させることを目的に市民の意見等を反映させ、その結果を」に修正。 ＜理由＞定義の内容は、パブリックコメントの本質を表現し、その目的から規定されなければならない。
第2条6号 定義	「(6) 審議会等 市政運営上一定の役割を担う組織化された機関であって次に掲げるものをいう。」の「市政運営上一定の役割を担う組織化された機関であって」を削除。 ＜理由＞権威付けたにわざわざ書く必要はなく、組織化された機関の文言に違和感がある。
第2条6号 定義	「ア 調停、審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の規定により設置された附属機関」の「調停、審査、審議又は調査等を行うため、」を削除。 ＜理由＞各法に基づきで足り、わざわざ書く必要はない。
第2条6号 定義	(6)審議会等 「組織化された機関であって」の「化」を削除する。「市民の実情と知恵を行政の計画等に反映させる、市民参画の重要な形態の一つである」を加筆する。 ＜理由＞行政の計画等が複雑・多様化していく市民の実情から遊離するのを防止するために必要である。
第2条 定義	(9)公益活動 自治基本条例第33条に規定されている「公共の利益及び社会貢献を目的として自主的に活動する市民活動をいう。」を新たに追記。 ＜理由＞市民の公益活動こそ市は支援しなければならない。

第3条 情報共有	情報の公開及び共有は、情報の定義があいまいであり、危機管理上の問題から慎重に取り扱う必要がある。もっと詳細に決める必要があるのではないか。市民の定義において外国人にも権利があり、外交や国防問題を考えると危険。
第3条 情報共有	第1条に「本市における情報共有を前提とした市長等が行う活動等への市民の参画（以下「市民参画」という。）」と追記し、第3条1項の「（以下「市民参画」という。）」を削除。また、自治基本条例にある基本原則故、2項の「努める」を「図る」に修正。
第3条 情報共有	<p>1項の「情報共有に努めるものとする」を「その不可欠の前提条件である情報共有に努めなければならない。」に修正。</p> <p>2項の「努めるものとする」を「最大限の努力をしなければならない。」に修正。</p> <p>（以下3～6項を加筆）</p> <p>3市長等は、重要な施策の立案・実施・評価のそれぞれの段階における、意思決定の過程の情報を公表しなければならない。</p> <p>4市長等は、行政が行うさまざまな調査結果を公表しなければならない。</p> <p>5市長等は、熊本市情報公開条例を自治基本条例第38条の規定に基づいて、迅速に見直しを図り、総合的な制度にしなければならない。</p> <p>6市長等は、情報公開について抜本的に見直しする機会を設けなければならない。</p> <p>&lt;理由&gt;市民の知る権利は、憲法に保障され、法律に保障されているものである。熊本市の市政・行政の情報については、熊本市民は知る権利がある。自治基本条例についても、市政・行政の情報は市民の財産であると規定している。制度の見直しは自治基本条例に基づいて行わなければならない。</p>
第2章 市民参画	自治推進委員会の答申では「参画」であったが、素案では「市民参画」となっているのは、市議会はこの条例に関係しないと受け止められるが、自治基本条例の理念を喪失させないよう市議会も対象とすべき。
第4条 市民参画の 拡充推進	交通センター付近の開発方針の中に大掛かりになる建物（箱物）計画があるが、市の財政に合わせたものに変更すること。
第4条 市民参画の 拡充推進	第4条の「参画の機会を設ける」ことと、第6条に列記された「市民参画のための手法」との関連性が明確でない。

<p>第 4 条 市民参画の 拡充推進</p>	<p>第 10 条第 3 項で、パブコメについては行政内部で検討されることが推測できるが、条例全体を総論的に規定している第 4 条では、市民参画手続きで出された意見等の取扱いが規定されていない。第 4 条を、市長等の機関が「出された市民の意見を総合的に検討する」と義務的規定にすることが適当である。</p>
<p>第 4 条 市民参画の 拡充推進</p>	<p>熊本市には「市民の声」や「市長への手紙」などの提案制度があるが「18 歳以上の市民 10 人以上の連署をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。」など、より一層協働を進めるための市民からの政策提案制度の規定を設けてはどうか。</p>
<p>第 4 条 市民参画の 拡充推進</p>	<p>1 項は「市長等」、2 項は「市民」と主語が明確になるよう、2 項の「及び市長等」を削除し、抽象的かつ媚びた心象表現である「信頼関係の下」は条例には不向きなため削除。</p>
<p>第 4 条 市民参画の 拡充推進</p>	<p>1 項は、「積極的に市民参画の機会を設け」の「設け」を削除し、「拡充・推進」を加筆。「努めるものとする」を「努めなければならない」に修正。 2 項は、「市民及び市長等は、信頼関係の下」を削除し、「市民は」とする。 &lt;理由&gt;自治・市政運営の基本原則であるから、単なる「設け」ではなく本来的に拡充・推進するべきであり、義務規定とすべき。</p>
<p>第 5 条 1 項 第 1 号 市民参画の 対象</p>	<p>自治推進委員会の答申では、「市の総合計画その他施策の基本的な事項」とあったように、素案も何処の総合計画かが判るようにすべき。また、「その他市の基本的な施策」では法解釈上、問題が発生する可能性があり、答申の条文が良い。</p>
<p>第 5 条 1 項 第 2 号 市民参画の 対象</p>	<p>「条例、規則等又は要綱及び行政指導指針等」と「要綱及び」を追記。 &lt;理由&gt;解説には行政指導指針等に含むとあるが、要綱は要綱であり明記すべき。</p>
<p>第 5 条 市民参画の 対象</p>	<p>1 項を次のとおり加筆修正。 (1)市の総合計画、その他施策の基本的な事項を定める方針又は計画の策定又は変更、実施又は評価 (4)公共のために用いられる大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定及び利用、管理運営に関する条例、規則又は行政指導指針の制定又は変更 (5)予算作成段階と決算後における検証 (6)主要な施策の実施後における行政評価 2 項の(1)(2)(3)(4)(6)と 3 項と 4 項を削除。 &lt;理由&gt;市民参画の基本は 1 項の(1)～(6)とし、わざわざ制限等を条例</p>

	に盛る必要はない。
第5条2項 1号 市民参画の 対象	「軽易な変更」とは、誰がどのような基準で決めるのかが不明。第三者機関で市民目線の基準で行うべきである。
第5条2項 5号 市民参画の 対象	(5)は、「条例、規則等又は要綱及び行政指導指針等」と「要綱及び」を追記。 ＜理由＞解説には行政指導指針等に含むとあるが、要綱は要綱であり明記すべき。
第5条2項 6号 市民参画の 対象	(6)は、「緊急」を削除。 ＜理由＞客観性のない「緊急」での処理には問題あり。説明出来れば「やむを得ない理由」に含むことが出来る。
第5条2項 市民参画の 対象	(1)～(6)までの条文は大問題。このような考えが基本にあるのでは、いくら市民協働・参画を謳っても市民の心には響かない。
第6条1項 市民参画の ための手法	市民参画のための手法としてワークショップが規定され、第2条7号にその定義があるが、条例本文には、どういう場面でどのように採用するのかの規定がなされていない。P Iマニュアルに規定してあるのであれば、どのような扱いやルール化するのかを条例で明確にすべき。アンケートや説明会についても同様である。
第6条1項 市民参画の ための手法	(4)は、説明会に「、学習会」を追記。 ＜理由＞第17条に「広く学べる機会」とあるように、協働同様に参画においても、内容等のある程度深く知ってもらう（学ぶ）必要あり。
第6条1項 市民参画の ための手法	「市長等は、多様な市民の多様な参画形態による参画を保障しなければならない。」を加筆し、(7)公聴会を追加。また、(6)の「市長が別に定める手法」を「市長及び市民提案による手法」に修正。 ＜理由＞多様な市民の市民参画には、それに対応した多様な参画形態が求められる。市長等が多様な参画形態を市民に提供することは責務である。市民も参画の手法を研究し、提案していくべきである。

第6条2項 市民参画の ための手法	<p>「市長等は、中立かつより効果的な市民参画のための手法について必要な調査研究を行わなければならない。」に修正。</p> <p>&lt;理由&gt;区名のアンケート用紙が全戸に1枚ずつ配布されたが、無作為抽出3,000人のアンケート調査の方が中立性が高い。各戸1人ではなく、個人単位にすべき。また、審議会の委員に職業、年齢、性別などの偏りがあると、中立公正な意見にならない。</p>
第7条 市民参画の 実施	<p>市の行政が市民参画により行政運営を行うという意味であれば、第7条は第4条1項の後においた方が適切。また、「事業の内容等に応じ効果的なものを選定し」とは、手法としてアンケートや説明会でも可能と読める。これでは、従来からの行政手法と変わらず、市民と行政との協働と言えない。少なくとも一つ以上とすべきである。第7条は、手法の選択肢として(1)パブリックコメント、(2)審議会等を定めるべき。さらに、施策の立案段階からの参画は、審議会やワークショップ、素案ができた段階ではパブコメ、公聴会など段階に応じて参画の仕方やルールを具体的に規定するのが適当である。この条例では、市民参加の対象と手続(方法)を組み合わせる「マッチング・ルール」を厳格に明記し、市民参加を実効性あるものとし、市民参画を保障するものとするべき。</p>
第7条2項 2号 市民参画の 実施	<p>パブリックコメントをもって市民参画とのとらえ方では不十分。具体的な仕組み・業務フローを明記すべき。その地域の全住民が関心を持つ仕組みや、住民総会・個別訪問によるアンケート等の確認などきめ細かい配慮が必要と思われる。</p>
第7条 市民参画の 実施	<p>3項と4項を以下のとおり新たに追記。</p> <p>3 市民は、市民参画手続の方法について実施機関に提案することができる。</p> <p>4 市の実施機関は、市民参画に関する審議会に諮問し、答申を受けて、その他の市民参画の手法・方法が必要と判断した場合は、速やかに市民参画の手続を行うものとする。</p> <p>&lt;理由&gt;より良い市民参画の選択を行うために、市民のアイデアを募る一つの方法である。市民の提案を受け、判断の公平性、公正性、透明性を担保するために、行政は第三者機関を設置すべきである。</p>
第8条 公表	<p>「市長等は、市民参画の実施と会議等の進行について、確実に市民に知らせなければならない。」と加筆し、2項と3項を以下のとおり新たに追記。</p> <p>2 市長等は、市民参画の会議の名称、目的、実施期間、その他必要な要件について締切の2ヶ月前までに公表し、同時に全体の予定表は6ヶ月前までに公表すること。</p> <p>3 市長等は、市民参画の会議等の計画を、名称、議題、日時、場所を明記し、2週間前までに公表し、また、その会議の議事録と配布された資料等は1週間後には公表されなければならない。</p>

	<p>4 市民の公募は、原則「市政だより」で締切の2週間前までに公表する。公募は「市政だより」を基本に公募する。</p> <p>&lt;理由&gt;公表の目的として市長等の責務を明確にすることが重要。市民参画の実施と結果の会議録の公開は、期限を切ったの公表により、市民参画をより確実にする保障と行政に対する信頼性が高まる。市民参画・公募は、統一した手段等（「市政だより」等）により公表することによって、全市民への周知を徹底することができる。</p>
<p>第 10 条 2 項 パブリック コメントの 実施</p>	<p>2 項を「市長等は、素案等を公表するときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。」とし、(1)～(3)を以下のとおり修正。</p> <p>(1)対象とする素案と趣旨、目的及び背景 (2)素案等づくりの過程で用いられた及び提出された市民提案等の関連資料 (3)意見の提出先、提出方法及び提出期限</p> <p>&lt;理由&gt;条例の条文は、人々の行為を規制するため、「概要を付する」「素案要点」は削除。</p>
<p>第 10 条 3 項 パブリック コメントの 実施</p>	<p>「考慮して」を削除し、「意思決定に反映させるため、別に公募等の市民を加えた審査会を設け、その報告を参考にして」を挿入。</p> <p>&lt;理由&gt;第2条5項の表現とパブコメ手続の客観性の担保、透明性の確保のため、パブコメの処理にも市民参画が必要と判断。</p>
<p>第 10 条 4 項 パブリック コメントの 実施</p>	<p>「ただし、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」を削除。(1)～(4)も削除。</p> <p>&lt;理由&gt;(1)(2)(3)すべて意見は意見として扱うべき。(3)(4)は理由を付加して公表すれば良く。多くの意見が届くことがまず大切だし、制限付与は逆効果。</p>
<p>第 10 条 4 項 パブリック コメントの 実施</p>	<p>パブリックコメントの実施に際して、「市民参画」を言いながら、10条4項にあるように「不開示情報」の方が優先されるのであれば、今回の参画推進条例素案は全く意味をなさなくなる。</p> <p>時間がかかっても、まず「不開示情報」の方を改正すべきである。</p>
<p>第 11 条 審議会等</p>	<p>議会制民主主義という憲法の理念に基づき、委員会などの公募委員の任命については、教育委員の任命と同じように、市長の任命、議会の承認が必要ではないか。無差別抽出した該当者のみに応募資格のある方法がより好ましい。議員を委員とすることも考えられる。</p>

第 11 条 1 項 審議会等	「必要」との表現は差別的表現のため、「必要な人材」を「審議等の内容に即した人材」に修正。また、参画目的から公募を増やす意図を明記するため、「公募等により選定された者を積極的に加えるよう努めなければならない。」を「複数の公募等により選定された者を加えなければならない。」に修正。
第 11 条 1 項 審議会等	「市民の幅広い層から必要な人材を選定」とあるが、行政にとって必要な人材なのか、選考の視点が不明。これまでの選考のあり方が不透明だったので、「普遍不当・公平公正な視野を持った市民の目線を持つ人材」と明記すべき。
第 11 条 1 項 審議会等	公募委員の選考においては、熊本市職員のみ面接だけではなく、第三者機関の選考委員を選定し、応募原稿の評点については満点模範解答により配点を厳格に規定すべき。公正・公平に選考するため、応募市民の5名ずつによる集団討議を実施し、人間性・知識・経験・価値観等を比較検討・評価配点等が可能。
第 11 条 2 項 審議会等	公表は原則として「市政だより」とし、その月の審議会開催の年月日時・場所・主管課連絡電話番号を市政だよりに掲載すべき。この条文では、具体的にどのような手法・手段を施行し、今までの市政とはどのように違うのかを記述する必要がある。
第 11 条 2 項 審議会等	「公表しないことができる」について、個人情報に関わる審議会は当然と思われるが、その他の審議会に対しては、誰がどのような基準で判断するか等の具体的記述が必要である。
第 11 条 2 項 審議会等	緊急時でも人を集めるための情報は伝達されるわけであり、公表可能であるため、「緊急に開催するときその他」を削除。
第 11 条 3 項 1 号 審議会等	不開示情報として、個人情報の場合は本人の拒否があれば非公開とするのも当然だが、拒否しない場合は構わないと思われる。市政情報を不開示の場合は非公開とするのは不当な場合があり、何らかの具体的基準内規を記述すべき。
第 11 条 4 項 審議会等	可能な限り、公開を基本とすべきであり、「ただし、前項各号に該当するときの全公開はこの限りでないが、工夫し、公開に努めるものとする。」に修正。

第 11 条 4 項 審議会等	担当課によってバラツキが多いため、熊本市の「速やかに会議録を公表」する期間・何日以内などの期日を明確に記述すべき。さらに、各年報・報告書の提出・公表についても明記が必要である。
第 11 条 審議会等	<p>第 11 条を以下のとおり全文修正・加筆する。</p> <p>市長等は、審議会等、その他これに準ずるものの構成員については、その設置目的を踏まえて、選考基準を公表して選任する。</p> <p>2 審議会の構成については、男女の比率、年令のバランス、地域選出比等を考慮し、長期のいくつものかけもち審議員をつくらない。</p> <p>3 市民の幅広い層から人材を選出するとともに、公募等により選出された人を積極的に加えなければならない。公募の割合は、市民生活等の関わり合いと基準にして、100%、50%、30%等段階的に配分する。</p> <p>4 公募委員は、第三者機関による公平・公正・透明な選考による。この機関が募集から選考・選任・公表すべてを行う。</p> <p>5 審議会等は開催する時は、課題・開催日時・場所を公表しなければならない。</p> <p>6 会議は公開を原則とする。</p> <p>7 会議録と資料を公表する。</p> <p>(理由) 選考審査等を公平・公正・透明に遂行できる機関は、第三者機関において他にない。</p>
第 12 条 1 項 協働の取組の拡充推進	<p>「それぞれの特性や立場を理解した上で、」を削除。</p> <p>&lt;理由&gt;「対等な立場で相互補完」の文言で、十分前段はフォロー出来るため、特性や立場は差別的表現とも取れ、二重の抽象的表現は不要。</p>
第 12 条 2 項 協働の取組の拡充推進	<p>「～を行う」主体は何か、主語を記述すべき。協働においても、施策の立案から実施、評価までの各段階において、協働を実践することを記述すべき。</p>
第 12 条 2 項 協働の取組の拡充推進	<p>取組が市民に理解されるよう努めるための公表手段として、「市政だより」等の公的情報紙等を活用・利用させるべきであり、明確に記述すべき。</p>

第 12 条 2 項 協働の取組の拡充推進	「市民と行政、あるいは市民同士が協働を行っていく」というこの条文に関し、行政が今まで市民レベルまでおりにてきたことがあったのか。市役所からの一方的なお願いに自治会は追われているのが現状。多方面の文書、報告、その他があまりにも多すぎると思う。
第 3 章 協働	<p>第 12 条 1 項は、「市民、議会及び市長等は、それぞれの特性や立場を理解した上で、対等な立場で相互に補完し、協働の取組を拡充推進するよう努めるものとする。」に修正。</p> <p>第 13 条 1 項は、「市民は、協働の取組を行うに当たって、協働の提案権を社会との調和に努め、活動の拡充に取り組むとともに、必要に応じ議会・市長等と連携し、協力するよう努めるものとする。」に修正。</p> <p>第 15 条は、「市民、議会、市長等は、協働の取組を相互に提案するために必要な制度を整備するよう努めるものとする。」に修正。</p> <p>&lt;理由&gt;自治は、市民・議会・市長等の三者で推進するのが大原則であり、自治基本条例で規定されている。この原則を明記しないことは、議会の意思に反するものである。</p>
第 13 条 1 項 協働における市民の役割	<p>「社会との調和に努め、活動の充実に取り組むとともに、」を削除。</p> <p>&lt;理由&gt;「社会との調和」や「活動の充実に取り組む」など抽象的な状態表現は役割表現には適さない。</p>
第 14 条 協働における市長等の役割	<p>「しながら」という表現は、市民に対して侮辱的表現に感じるため、「市民の自主性及び自立性を尊重しながら」の「ながら」を削除。</p>
第 15 条 協働のための提案	<p>備えを意味する表現が良いため、「市長等は、市民及び市長等が協働の取組を相互に提案することができる必要な制度を整備するよう努めるものとする。」に修正。</p>
第 16 条 自主自立のコミュニティ活動	<p>地域活性化及びまちづくり運動推進の行事として、古くから伝導してきた 1 月の「どんどや」の実施が難しくなった。市の施設や学校（中、小学校グラウンド）を積極的に開放するようお願いしたい。</p>
第 4 章 コミュニティ活動	<p>章を「地域コミュニティ活動・市民公益活動」に、見出しを「自主自立の地域コミュニティ活動・市民公益活動」に修正。</p> <p>第 16 条は、「市長等は、市民が自主的で自立した地域コミュニティ活動・市民公益活動を継続して行うための環境づくりに努めなければならない</p>

	<p>い。」に修正。</p> <p>第 17 条は、「市長等は、地域コミュニティ活動・市民公益活動に関して、市民が広く学べる機会を設けること、地域コミュニティ活動・市民公益活動を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。」に修正。</p> <p>＜理由＞第 16 条、第 17 条加筆は、当然、自治基本条例の第 32 条と第 33 条の適用を受けるため。市長等の支援の基準は、市民公益活動の是非によって、決定されるべきである。地域コミュニティ活動と市民公益活動を並列に記しても、重複している部分は多いが、別の質のものである。</p>
第 4 章 コミュニティ活動	<p>協働を推進する大きな母体として、コミュニティ活動があると考え。人材育成、活動の場の提供、活動資金は一体的なものとして捉えてあり評価できる。具体的な事例をもっと種類多く提供すべきである。そして、地域活動の活性化につなげていくように。</p>
第 4 章 コミュニティ活動	<p>第 18 条～20 条の「コミュニティ活動」は、「地域コミュニティ活動・市民公益活動」に修正。</p> <p>＜理由＞市民公益活動については、自治基本条例第 5 章第 32 条、第 33 条に正しく位置付けられている。自治基本条例第 38 条に基づいて条例を作成するのならば、市民公益活動を正しく位置付け、評価し、この条例の中に条文として表現すべき。</p>
第 19 条 活動資金等の支援	<p>コミュニティ活動とは、地縁団体、市民公益活動団体等さまざまな団体が考えられるが、その全ての活動に財政支援が必要なのかよくわからない。財政支援をしないというわけではないが、条文は削除。市民団体と行政はパートナーであり、一方的に支援だけ受けるのは、特定の権利者擁護につながる恐れがある。</p>
第 19 条 活動資金等の支援	<p>「市長等は、コミュニティ活動の自立性を妨げない範囲内でその活動に要する資金の助成その他財政的な支援をすることができる。」に修正。</p> <p>＜理由＞公益活動に対してであればこの表現で良いが、実際コミュニティ活動は公益に叶うものとは限らないので、少しレベルダウンの支援表現とすべき。支援の対象となると「環境や社会への貢献」の文言を付加する必要がある。</p>
第 21 条 合意形成	<p>「身近な地域」を「身近な地域活動」に修正。</p> <p>＜理由＞内容があいまいで、「保全」が地域にもリンクする表現は良くない。校区自治協議会を想定しているのであるから「地域活動」と明記すべき。</p>

<p>第 21 条 合意形成</p>	<p>「市長等は、小学校区等の身近な地域や環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて必要な合意の形成ができるよう情報・学習・認識の共有に取り組むとともに、必要な支援に努めるものとする。」に修正。</p> <p>＜理由＞「市民及び」は、市民と市長等は役割が本質的に異なるため削除。「円滑」は必要上のことであり、削除した方が実情に合っている。どのように取り組むかを明確にした方がわかりやすいから「情報・学習・認識の共有に」を加筆し、重複のため「市長等は合意の形成過程において」を削除する。</p>
<p>第 21 条 合意形成</p>	<p>「円滑な合意の形成ができるよう取り組む」との語句の羅列だけで合意形成が可能なのか？一度決めた事は絶対変更しない地域担当職員が現存しており、市職員の意識改革ができるような条文記述が早急に必要である。</p>
<p>第 22 条 市民参画と 協働の検証</p>	<p>1 項は、「市長等は、情報共有を前提とした市民参画と協働の取組に関し毎年度の進行状況を把握し総括を行うとともに、到達点、問題点及び改善点を明らかにし年次報告書を公表するものとする。」に修正。</p> <p>2 項は、「市長等は、情報共有を前提とした市民参画と協働の取組を多くの市民参画による検証と、その教訓を年次報告書で公表するものとする。」に修正。</p> <p>（理由）第 22 条 1 項では、総括・検証の段階であり、情報共有と参画・協働の三位一体性をより明確にすべきである。そのためには、情報共有と参画・協働を切り離すべきではない。参画・協働の進展と情報共有の進行は、関連付けて、相互作用の関係にて論議されなければならない。また、2 項では、一年間の活動を総括するのであるから、当然、到達点、問題点、改善点、教訓を明記するのは常識。自治基本条例の規定からすれば、検証は広範、多様な市民参画による論議が必須。それを年次報告書として公表することは、熊本市の自治を進める上で大きな歴史的意味を持つ。</p>
<p>第 22 条 2 項 市民参画と 協働の検証</p>	<p>「市長等は、熊本市自治基本条例（平成 21 年条例第 37 号）第 37 条に規定の熊本市自治推進委員会に市民参画と協働の取組の検証を委嘱し、その結果及び問題点があればその改善策を第 8 条の規定に準じて公表するものとする。」に修正。</p> <p>＜理由＞参画と協働の検証は、解説にもあるように「自治推進委員会」の役目。また、検証で終わるのでなく、改善まで進まなければ市政は良ならない。</p>

<p>附則 見直し</p>	<p>市長の選挙公約に、「参画及び協働」に関連した項目が出て来ており、政令市実現後、行政区で参画や協働の形は少々変化すると想定されることから、努力規定が多く不十分な本条例自体を練り直して、1年後の制定で良いのではないかと。自治基本条例に即し、早急に、パブコメや審議会等の要綱を条例化することに加え、情報公開条例など既存条例の見直しを先行又は同時並行して実施すべき。</p>
<p>全体</p>	<p>市民と行政がパートナー的に進化し、運営させようとする主旨には異論はないが、市民からの意見が少ないケースや多すぎるケースが考えられ、結果として組織が対応されない、単なるガス抜き作用にしかならない等々の懸念がある。</p>
<p>全体</p>	<p>「意見取扱いと提案制度の確立」の新しい条文を規定。  1 市長等は広く市民の意見を聴くための仕組みを整備し、提出された意見・情報・提案等を総合的多面的に検討しなければならない。  2 市長等は、提出された意見・情報・提案等について提案者の説明を聴く機会を設ける。  3 市長等は、意見・情報・提案等の検討の過程及び検討結果を提案者に知らせ公表する。  4 市長等は、意見・情報・提案等に関して年次報告書を公表する。  5 市長等は、第三者機関である市民参画の住民意見提案評価委員会を創設する。  &lt;理由&gt;多様な市民の多様な意見を結集して、全市民参画型の市政運営を図ることこそ、現代の市政運営のあるべき姿。この条文は、自治基本条例第21条をさらに拡充発展させたものである。</p>
<p>全体</p>	<p>「公聴会」の新しい条文を規定。  （公聴会の手続き）  1 公聴会の手続きは、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法とする。  （公聴会開催の公表）  1 市の実施機関は、公聴会を開催するときは、第4号に掲げる意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表するものとする。  (1)公聴会の開催日時及び開催場所  (2)対象とする事案の内容  (3)対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項  (4)公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限  (5)  (6)その他必要な事項</p>

	<p>2 市の実施機関は、その提出期限までに意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を公表する。</p> <p>(公聴会の運営)</p> <p>1 公聴会は、市の実施機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。</p> <p>2 公聴会の参加者は、公聴会の円滑な進行を図るために、議長の指示に従わなければならない。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、公聴会の運営に関する事項は、市の実施機関が規則等で定める。</p> <p>(報告書の作成等)</p> <p>1 議長は、公聴会を開催した都度、次に掲げる事項を記録した報告書を作成し、市の実施機関の長に提出するものとする。</p> <p>(1)対象とする事案の内容</p> <p>(2)公聴会の開催日時及び開催場所、参加人数</p> <p>(3)公述人の氏名及び発言の内容</p> <p>(4)質疑の内容</p> <p>(5)公聴会で配布された資料等の内容</p> <p>(6)その他必要な事項</p> <p>2 市の実施機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ、前項の規定により提出された報告書を公表するよう努めなければならない。</p> <p>&lt;理由&gt;公聴会は、多様な形態の市民参画と多様な意見を行政の施策の決定過程に反映させることは重要な意義を持っており、自治基本条例の目的に合致している。行政自ら主催として運営し、市民の意見を聴くことは、市民、議会、市長等の三者で自治を進めていく基本方向の推進にとって非常に意義深い。</p>
--	--

全体	<p>「行政評価」の新しい条文を規定。</p> <p>1 市長等は、総合計画の施策の実施されたもので主要なものは、市民参画で行政評価を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、効率的・効果的な行政運営を図るため、すべての施策の事案について行政評価をするよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進、向上を図った視点に立って、評価指標等を定めるものとする。</p> <p>4 市長等は、評価に必要な行政評価情報は、積極的に住民に公開・公表しなければならない。</p> <p>5 市長等は行政評価の成果とともに、同時に、その問題点、改善点を明らかにし、総合計画・施策・事業・予算・財政・組織等に反映させなければならない。</p> <p>6 市長等は、行政評価の客観性と透明性と信頼性を担保するために、市民参画の第三者機関を設置して行う。</p> <p>7 市長等は、行政評価を行うに当たっては、モデルの局、課、施策、事業等を個別に設定して進めなければならない。そのモデルの経験と教訓を全局、全課、事業に広げていく。</p> <p>8 市長等は、モデル等の成果は公表する。</p> <p>&lt;理由&gt;行政評価は、行政活動のサイクルの重要な位置を占める。その役割と評価は、行政活動の効率性と財政的な能率性と市民の信頼性を確保するため必要不可欠。行政評価の最大の基準は、自治体の存在目的と合致しなければならない。地方自治法の第1条に住民の福祉の増進・向上にあると明記されている。市民参画による行政評価活動のモデルを設定して、その経験から全体に広げることも可能になる。</p>
全体	<p>目的、定義、その他の条文は大変よく考えてつくられていました。</p>
全体	<p>非常に良いことだと思うが、より多くの説明の機会が必要である。協働は対等な立場でとなっているが、これまでの歴史があるので、理解できている者たちから動いていければいいのではないか。それと同時にフォローも十分やってもらえればベター。</p>
全体	<p>この条例が策定されたことによって、住民にとってどのような効果やメリットがもたらされるのか、どのような点が改善されるのかを解説やパンフレット等で示してもらいたい。</p>

全体	より良いまちにしていくための約束事とは一体どんなものか、具体的に述べてほしい。
全体	積極的なまちづくりに関して、行政はいかなる取組をするのか、はっきり判らない。
全体	素案は、市民の参画・協働をうたって市民を前面に出て押し出しているように見えるが、市の重要な事項や制度を自由に改変できるようにするのが狙いではないのか。第5条第2項や第10条第4項の例外規定を合わせ考えるとそう判断せざるを得ない。
全体	日本国憲法にあるように日本の政治制度は、間接民主制が原則で、このような直接民主制を条例で定めることは憲法違反である。 一市民に、市政に関与できるそこまでの権限を与える必要があるのか。実質的にも、政策の形成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の不平等が生じることになる。(7件)
その他	「協力して働く」が語源となっているが、上意下達の施策が多過ぎるのではないか。市退職者が地域に積極的に協力する姿勢がない。
その他	近年「不在オーナー住宅」(空き家)が増え、近隣する住民への負担が大きくなっている。(猫、害虫、除草等)しかし、市は「民事不介入」として、結局は放置している。極めて問題である。早急に方向転換して欲しい。
その他	市民会館は、“市民の会館”としてのイメージが欠落してしまったイベントが開催されても、足を運ぶ気がしない。

<p>その他</p>	<p>自治会は、コミュニティ活動を行うための中心的組織として位置づけられると思うが、自治会長にはまちづくりに関わる業務が集中し、年間の拘束時間と負荷は通常の就業者と変わらないかそれ以上であり、ボランティアの域を遥かに超えた状態にある。現状の負荷と報酬を考えれば、自治会長の引き受け手がないのも必然であり、自治会の継続が困難になることも考えられる。会の後継役員の確保と活動継続の一環として、会と行政双方で負荷軽減を模索し、自治会長に委嘱状と行政から直接的な報酬(嘱託制度)が支払われても良いのではないかと。以上、運用面での配慮をお願いしたい。</p>
<p>その他</p>	<p>植木町は合併前、一人ひとりの住民が主権者として行政に参画し、協働してコミュニティを生き活きとしたものにできていた。合併して一年目だが、自然に形成された農村集落が、人的に形成された市街地と混同化された扱いを受けているが、この素案の実際例は既に農村集落内には存在すると思う。</p>
<p>その他</p>	<p>自治基本条例そのものの認識が、合併した植木、城南にはほとんどないと言ってよい。まずはそこから広くわかりやすく広報、説明することが必要。先日、参画と協働の推進条例説明会(23.1.7)植木地区に参加したが、参加者数は少なかった。多くの人が集まる場(機会)を利用して説明するという工夫は出来ないものかと考える。</p>
<p>その他</p>	<p>自治基本条例に沿って本条例が制定される運びとなり、大変喜ばしいことだが、残る議会の改革を促す基本条例が是非とも必要である。現市議会を傍聴して市民とかけ離れていることをみてとれた。市民の傍聴が少なすぎる。</p>
<p>その他</p>	<p>現在のゴミ有料化、プラ包装容器分別などは、行政と市民が一体となりその成果は素晴らしい。その主旨、理念、意義を再三の広報、啓発で市民一人ひとりが十分に理解、納得したためである。以前、「老人憩いの家」を設立時、地域での合意形成前に、建物ができ校区で亀裂ができ、未解決のままである。「老人憩いの家」を最大限に活かすには、運営にするにあたって、マネジメント力、企画力、行動力、熱意のある人材が必要だ。高齢者が希望している行事を企画、実行でき、リーダーシップを発揮するような素質を持つ運営委員長を育成する必要がある。どんな立派な条例が制定されても、活かすのは人である。</p>

その他	一般住民に対して、もう少しわかりやすい説明会を開催していただきたい。
その他	この条例に対しての市民の意見・提言等のパブリックコメントを反映させると同時に、各条例・条項ごとに、具体的に適応のわかる手引き書を作成すべきである。
その他	自治基本条例の理念に基づく現行条例等の見直しも、早急に情報共有・参画・協働等で透明性のある作業に取りかかるべきである。
その他	熊本市パブリックコメントの改善について、せめて熊本県パブリックコメント程度の県民市民の意見提言等の内容がわかる要約にしてほしい。
その他	外国人に投票権を与えるべきではない。市政に外国人参加を認めることは憲法違反である。外国人に国を乗っ取られる危険性を含んでおり、外国人参政権に反対である。 （6件）

#### 4 意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの 8件

対応の内容
意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの
意見の趣旨等が既に素案に盛り込まれているもの
市としての考え方を説明し、ご理解いただくもの
今後、参考とさせていただくもの
その他（素案に対する直接的な意見ではないもの）

## 5 地域説明会での主な意見 14件

項目	意見の内容
全体	条文はわかりやすい言葉で作るべき。
全体	自治基本条例では、「市民・議会・行政」の三者が、「情報共有・参画・協働」により市政やまちづくりを進めることとなっているが、この市民参画と協働の推進条例素案では、議会が含まれていない。なぜか。
全体	市議会に機能しない内容であれば、議会に諮る必要はなく、要綱でもよいのではないか。
3条	市民が学習する機会が必要であり、その機会を保障するためにも「情報共有」について条例で定めることを提案したい。
10条	パブコメの意見の取扱いについて市民参画は行わないのか。
15条	協働提案制度について、協働が提案できる窓口を明らかにし、選定評価委員会を設けてはどうか。
4章	コミュニティ活動に公益活動は入らないと考える。さらに、コミュニティ活動の定義に「身近な課題」とあり、地域活動をイメージする。定義は誤った解釈がなされてはならない。
18条	第18条に、「地域の公共施設等を活用し」とあり、地域活動のみが対象と連想される。
21条	合意形成の相手方が校区自治協議会に限定されるのではないか。
その他	条例を制定しても、具体的な行動にはつながらないと思うがいかがか。
その他	これまで条例は行政だけで作られてきたが、市民の感覚とはかけ離れたものになっていた。この条例ができることで、市民の感覚に近づくのではないか。
その他	条例に書かれている内容を理解し、私たちもまちづくりに努めなければならない。みんなでつくるまちづくりを進めたい。
その他	情報を共有しても一歩踏み出さなければ意味がない。知っているのと行動に移すのは全く違う。
その他	第21条の「環境保全」について、熊本市は環境保全に関する説明責任を果たしていない。